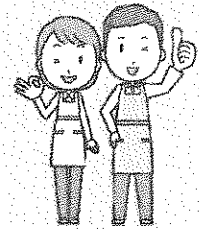


岐阜県社会福祉協議会  
**研修受講料に関する助成金**  
**申請から決定・受講料支払いまでの流れ**  
**《介護職員資質向上支援事業》**



**岐阜県福祉事業団（岐阜県介護研修センター）主催の研修**

①研修の受講申し込み後、受講が決定しますと岐阜県福祉事業団から研修受講決定通知書とともに《介護職員資質向上支援申請書》が届きます。  
 申請書に必要事項を記入し公印を押して岐阜県社会福祉協議会へ郵送してください。  
 ※受講者ごとに申請書を作成（2019年度から様式が変わりました）

支援決定の場合 ↓

②岐阜県社会福祉協議会から《支援決定通知書》が届きます。

③研修当日決定通知書を持参し、受付にて受講料の半額をお支払いください。

支援不可の場合 ↓

②電話で不可の連絡をいたします。

③当日受付にて、受講料の全額をお支払いください。

※資質向上支援事業の対象となる事業所

岐阜県知事または岐阜県内市町村長の指定を受けて介護保険サービスを提供する介護サービス事業所

※対象となる職員

上記の事業所に勤務する介護職員（一の研修につき1事業所当たり2名まで）

※介護職員資質向上支援事業実施要綱及び別紙様式は岐阜県社会福祉協議会ホームページ【<http://www.winc.or.jp/>】「研修情報」からダウンロードできます。

書類の郵送先 〒500-8385  
 お問い合わせ 岐阜市下奈良2丁目2番1号 福祉・農業会館内  
 岐阜県社会福祉協議会  
 岐阜県福祉人材総合支援センター  
 資質向上支援事業 担当者 宛

TEL : 058-276-2510